



北海道の融資制度

(中小企業総合振興資金)



融資制度のしくみ

このパンフレットでお知らせする融資制度は、道が、銀行・信用金庫・信用組合などの**市中金融機関の窓口を通じて中小企業者等の方々に融資**するものです。

道は市中金融機関に資金を預託し、これに金融機関独自の資金を加えることによって、中小企業者等の方々に対する融資の原資を確保します。

金融機関は、申し込みのあった都度、審査を行い、また、北海道信用保証協会の保証審査を経た上で、道の定める融資条件により資金の貸し付けを行います。

取扱金融機関

- ◆ 北海道銀行
- ◆ 北洋銀行
- ◆ 道外本店銀行の道内支店
- ◆ 信用金庫
- ◆ 信用組合
- ◆ 商工組合中央金庫

ご利用になれる方

●対象となる業種・企業の規模等

中小企業者

次の業種ごとに定める「資本金の額若しくは出資の総額」、「常時使用する従業員の数」のどちらか一方の条件を満たす方が融資制度の対象となります（農業、林業、漁業及び遊興娯楽などの一部の業種は対象となりません）

業種	資本の額若しくは出資の総額	常時使用する従業員の数
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
上記以外の業種	3億円以下	300人以下

※さらに細かい業種によっては、上記の条件と異なる場合がありますので、お問い合わせください。

組合等

事業協同組合、事業協同小組合、企業組合、商工組合、商店街振興組合、生活衛生同業組合、酒造組合などの組合（それぞれの連合会を含みます）

●事業実績

道内に事業所があり、原則として道内において事業を営んでいることが必要です。資金によっては、事業実績を必要としないものもありますので、詳しくはお問い合わせください。

●許認可

行政庁の許認可を必要とする事業を営む方は、その許認可を受けていることが必要です。

北海道中小企業総合振興資金一覧表

平成25年4月1日現在

資金名	貸付区分	融資対象 (融資対象のどの区分に該当するか不明な場合は、お問い合わせください)	融 資 条 件					
			資金用途 (※印は、保証付き道制度融資の借換えに要する資金も対象となります)	融資金額 (既往の融資残高を含めた限度額となります)	融資期間 (ブリッジ貸付を除き、1年を超える貸付となります)	融資利率(年率)		信用保証 (信用保証協会の保証付きとなる場合は、別途保証料が必要となります)
						固定金利 (借り入れた時の金利が完済するまで変わりません)	変動金利 (市場実勢に応じて半年ごとに金利が変わります) <small>融資期間が3年を超える貸付の場合に選択することができ、一部取り扱っていない金融機関があります。</small>	
経営資金	一般貸付	①中小企業者及び中小企業等協同組合等	事業資金(※)	8,000万円以内 (協同組合2億円以内)	10年以内 (うち据置1年以内)	3年以内 1.8% 5年以内 2.0% 7年以内 2.2% 10年以内 2.4%	1.8%	必要により北海道信用保証協会の保証付きとなります
	小規模企業貸付	①資本金等が1,000万円以下または従業員20人(商業・サービス業は5人)以下の中小企業者等	事業資金(※)	5,000万円以内	7年以内 (うち据置1年以内)	3年以内 1.6% 5年以内 1.8% 7年以内 2.0%	1.6%	北海道信用保証協会の保証付きとなります
	小口事業貸付	①信用保証協会の「小口零細企業保証制度」の対象となる小規模企業者(従業員20人(商業・サービス業は5人)以下で、既存の信用保証協会の保証付き融資残高(根保証においては融資極度額)が1,250万円未満である方)	事業資金(※)	1,250万円以内	7年以内 (うち据置1年以内)	3年以内 1.6% 5年以内 1.8% 7年以内 2.0%	1.6%	北海道信用保証協会の保証付きとなります
	セーフティネット貸付	・取引先の倒産や金融機関の経営破綻や合理化など突発的な要因で事業活動に支障が生じている中小企業者等 ①中小企業信用保険法に基づく市町村長の認定を受けた中小企業者等 ②①に準じるものとして道が認めたもの(取引先の倒産等による債権回収不能等) ③経営安定(倒産防止)特別相談室設置の商工会議所等の推薦を受けた中小企業者等	運転資金(※)	1億円以内	10年以内 (うち据置3年以内)	5年以内 1.3% 10年以内 1.5%	1.3%	必要により北海道信用保証協会の保証付きとなります
	災害貸付	・災害により事業活動に支障が生じている中小企業者等 ①中小企業信用保険法に基づく市町村長の認定を受けた中小企業者等 ②地震、大火、風水害及び冷害等により被害を受けた中小企業者等であって道が認めた地域内に事業所を有するもの	設備資金(※) 運転資金(※)	8,000万円以内 5,000万円以内	10年以内 (うち据置2年以内) 7年以内 (うち据置2年以内)	5年以内 1.3% 10年以内 1.5%	1.3%	必要により北海道信用保証協会の保証付きとなります
	東日本大震災等関連特別貸付	①特定被災区域の事業者との取引関係により、原則として東日本大震災後の最近1か月間の売上高等が前年同期に比べ10%以上減少し、かつその後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比べ10%以上減少する見込みのもの ②東日本大震災による急激な取引減少等により、原則として東日本大震災後の最近1か月間の売上高等が前年同期に比べ15%以上減少し、かつその後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比べ15%以上減少する見込みのもの ③最近3か月間の平均売上高等が前年同期に比べ5%以上減少しているもの	運転資金(※)	1億円以内	10年以内 (うち据置3年以内)	5年以内 1.3% 10年以内 1.5%	1.3%	必要により北海道信用保証協会の保証付きとなります
経営力強化貸付	①信用保証協会の「経営力強化保証制度」の対象となる中小企業者等(金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けて、自ら経営改善計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う方)	事業資金(※)	1億円以内	運転資金 5年以内 設備資金 7年以内 借換資金 10年以内 (うち据置1年以内)	5年以内 1.3% 10年以内 1.5%	1.3%	北海道信用保証協会の保証付きとなります	
事業資金	創業貸付	①これから事業を開始しようとする具体的計画を有する者(創業等関連保証を受けようとする方については融資額と同額以上の自己資金が必要) ②新たに中小企業者である会社を設立(分社化)して事業を開始しようとする会社 ③創業(分社化)後5年を経過していない中小企業者等	事業資金	2,500万円以内 再挑戦支援保証利用時は1,000万円以内	10年以内 (うち据置2年以内)	3年以内 1.4% 5年以内 1.6% 7年以内 1.8% 10年以内 2.0%	1.4%	北海道信用保証協会の保証付きとなります
	ステップアップ貸付	①事業拡張による事業規模の拡大や、情報化の取組みや設備の近代化による経営効率の向上等の計画(ステップアップ計画)を有する中小企業者等	事業資金	8,000万円以内	10年以内 (うち据置1年以内)	3年以内 1.6% 5年以内 1.8% 7年以内 2.0% 10年以内 2.2%	1.6%	必要により北海道信用保証協会の保証付きとなります
	成長分野	②①の要件に該当する中小企業者等であって、ほっかいどう産業振興ビジョンで定められた成長分野(食、観光、国際、環境・エネルギー)で事業を行おうとするもの	事業資金	1億円以内	10年以内 (うち据置1年以内)	3年以内 1.4% 5年以内 1.6% 7年以内 1.8% 10年以内 2.0%	1.4%	必要により北海道信用保証協会の保証付きとなります
	ブリッジ貸付(短期資金)	①公的助成の交付決定を受けている中小企業者等 ②国際商取引を行うための決済資金等を必要とする中小企業者等 ③信用保証協会の「流動資産担保融資保証制度」の対象となる中小企業者等 ④契約を締結済であって当該契約の代金が未受領であることにより事業活動に影響がある中小企業者等	運転資金	8,000万円以内	1年以内	1.5%	-	-
	事業革新貸付	①北海道産業振興条例に基づき自社の競争力の強化を図ろうとするもの ②新技術、新製品等の開発や活用、あるいは事業の多角化や新たな事業分野への進出等を行うもの ③地域における産業や商業等の活性化を図る計画に則った事業を行う中小企業者等 ④国際標準化に対応するために製造工程等の改善等を行う中小企業者等 ⑤省エネ施設や新エネルギー等を使用する施設又は環境への負荷を低減させる施設等を導入する中小企業者等 ⑥地域における雇用の創出又は確保のための事業を行おうとするもの ⑦ほっかいどう産業振興ビジョンで定められた成長分野(食、観光、国際、環境・エネルギー)へ進出するもの	事業資金	1億円以内	10年以内 (うち据置1年以内)	3年以内 1.4% 5年以内 1.6% 7年以内 1.8% 10年以内 2.0%	1.4%	必要により北海道信用保証協会の保証付きとなります
産業振興資金	企業立地貸付	①道内において工場や事業所の増設を行う企業立地促進費補助金の対象業種事業者(対象業種：製造業、自然科学研究所(成長分野に関連する業種に限る。)、高度物流関連事業(成長分野に関連する業種に限る。)、データセンター、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、コールセンター事業、新エネルギー関連産業(供給業・製造業))	設備資金	8億円以内	15年以内 (うち据置2年以内)	3年以内 1.4% 5年以内 1.6% 7年以内 1.8% 15年以内 2.0%	1.4%	必要により北海道信用保証協会の保証付きとなります
	観光振興貸付	①観光施設の増設を行う事業者	事業資金	8億円以内 (うち運転資金は2億円以内)	設備資金 20年以内 (うち据置2年以内) 運転資金 10年以内 (うち据置2年以内)	3年以内 1.4% 5年以内 1.6% 7年以内 1.8% 20年以内 2.0%	1.4%	必要により北海道信用保証協会の保証付きとなります
経済対策特別資金	建設業等新分野進出特別貸付	①新たな事業分野への参入や事業転換、企業間連携による新事業展開を行うことにより、経営基盤の強化を図ろうとする建設業等を営む中小企業者等	事業資金(※)	1億円以内	10年以内 (うち据置3年以内)	3年以内 1.4% 5年以内 1.6% 7年以内 1.8% 10年以内 2.0%	1.4%	必要により北海道信用保証協会の保証付きとなります
	景気変動対策特別貸付	①経済環境の変化により、一時的に売上又は利益の減少等業績悪化を来している中小企業者等	事業資金(※)	5,000万円以内	10年以内 (うち据置3年以内)	3年以内 1.4% 5年以内 1.6% 7年以内 1.8% 10年以内 2.0%	1.4%	必要により北海道信用保証協会の保証付きとなります
中小企業再生支援資金	①北海道中小企業再生支援協議会又は道が北海道中小企業総合支援センター及び地域産業支援機関に配置する経営改善コーディネーターの支援を受け策定した経営改善計画に基づき再生を図る中小企業者等		事業資金	1億円以内	10年以内 (うち据置3年以内)	金融機関所定の利率		北海道信用保証協会の保証付きとなります
原料等高騰対策特別資金	①原料等高騰の影響により売上高に対する売上原価等の割合が前年同期比で増加している中小企業者等 ②①の要件に該当する中小企業者等であって、省エネルギー施設等を導入するもの		①運転資金(※) ②設備資金	1億円以内	10年以内 (うち据置3年以内)	5年以内 1.3% 10年以内 1.5%	1.3%	必要により北海道信用保証協会の保証付きとなります

※金融機関及び信用保証協会の審査の結果によっては、ご希望の融資を受けられない場合があります。

お申し込み手続きは

資金の借入を希望する方は、所定の「融資あっせん申込書」に必要な事項を記載し、以下の書類を添えて地元の商工会議所、商工会又は北海道中小企業団体中央会に「融資あっせん」の申し込みをしてください。

- ・最近2か年分の決算書
- ・法人の場合は、商業登記簿謄本（登記事項証明書）
- ・設備資金の申し込みの場合は、設備等の見積書及びカタログ、図面等
- ・資金ごとに定める計画書など

上記のほか、金融機関又は保証協会において融資（保証）審査上、別途書類が必要となる場合があります。

- 「一般貸付※」「小規模企業貸付」「小口事業貸付」「経営力強化貸付」「ブリッジ貸付※」については、上記の「融資あっせん」申込みのほか、取扱金融機関へ直接融資を申し込むことができます。（※保証協会の保証付きの場合）
- 「中小企業再生支援資金」については、経営改善計画策定後、取扱金融機関へ直接融資の申し込みをしてください。

●一般的な融資までの流れ



【お問い合わせ先】

北海道信用保証協会

保 証 部	011-241-2231	〒060-8670	札幌市中央区大通西14丁目1番地
函 館 支 店	0138-23-8425	〒040-8691	函館市大森町24番1号
帯 広 支 店	0155-24-3658	〒080-8691	帯広市西3条南6丁目18番地2号
北 見 支 店	0157-24-5196	〒090-8691	北見市北8条東1丁目3番地
小 樽 支 店	0134-22-5188	〒047-8691	小樽市稲穂2丁目22番1号 小樽経済センター2階
旭 川 支 店	0166-24-1441	〒070-8691	旭川市7条通13丁目59番地2
釧 路 支 店	0154-23-1361	〒085-8691	釧路市黒金町6丁目1番地
室 蘭 支 店	0143-45-6001	〒050-8691	室蘭市東町4丁目29番1号 室蘭市中小企業センター3階
滝 川 支 店	0125-23-1201	〒073-8691	滝川市大町2丁目5番32号
苫 小 牧 支 店	0144-33-1751	〒053-8725	苫小牧市表町1丁目1番13号 苫小牧経済センタービル2階

北海道

経済部経営支援局中小企業課	011-204-5346	〒060-8588	札幌市中央区北3条西6丁目
空知総合振興局商工労働観光課	0126-20-0061	〒068-8558	岩見沢市8条西5丁目
石狩振興局商工労働観光課	011-204-5828	〒060-8558	札幌市中央区北3条西7丁目
後志総合振興局商工労働観光課	0136-23-1363	〒044-8588	虻田郡倶知安町北1条東2丁目
後志総合振興局小樽商工労働事務所	0134-22-5525	〒047-0033	小樽市富岡1丁目14番13号
胆振総合振興局商工労働観光課	0143-24-9589	〒051-8558	室蘭市海岸町1丁目4番1号
日高振興局商工労働観光課	0146-22-9281	〒057-8558	浦河郡浦河町栄丘東通56号
渡島総合振興局商工労働観光課	0138-47-9459	〒041-8558	函館市美原4丁目6番16号
檜山振興局商工労働観光課	0139-52-6643	〒043-8558	檜山郡江差町字陣屋町336-3
上川総合振興局商工労働観光課	0166-46-5940	〒079-8610	旭川市永山6条19丁目
留萌振興局商工労働観光課	0164-42-8440	〒077-8585	留萌市住之江町2丁目1-2
宗谷総合振興局商工労働観光課	0162-33-2925	〒097-8558	稚内市末広4丁目2-27
オホーツク総合振興局商工労働観光課	0152-41-0636	〒093-8585	網走市北7条西3丁目
十勝総合振興局商工労働観光課	0155-26-9044	〒080-8588	帯広市東3条南3丁目
釧路総合振興局商工労働観光課	0154-43-9182	〒085-8588	釧路市浦見2丁目2番54号
根室振興局商工労働観光課	0153-24-5619	〒087-8588	根室市常盤町3丁目28番地